

## 通所介護等事業所に設置する入浴設備を他の事業所・施設等と共用する場合の取扱いについて

### H23.8.29 介護保険課

通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護及び認知症対応型介護予防通所介護（以下「通所介護等」）事業所に設置の入浴設備をその他事業所等と共用する場合の取扱いについて，次の条件をすべて満たした場合，通所介護等事業所のサービス提供時間内であっても共用を認めることとする。

#### 1 共用条件

- ①通所介護等利用者とその他事業所等の利用者との入浴時間帯を分けること。また，その際には通所介護等利用者の入浴の妨げにならないよう入浴時間帯の設定等について，配慮すること。
- ②入浴介助も通所介護等事業所とその他事業所等のそれぞれの職員が行うこと。
- ③通所介護等利用者とその他事業所等の利用者の入浴時間帯について，事前に設定・周知すること。
- ④実際の入浴時間についても，入浴の都度，利用者毎に記録をとること。
- ⑤入浴設備が他の事業所・施設等と共用であること及び入浴時間帯の設定等の共用条件を満たしている旨を運営規程に記載すること。

#### 2 留意事項

- ①入浴設備の共用開始にあたり，運営規程に必要事項を記載した場合には，変更届の提出を行うこと。
- ②その他事業所等の設備基準等で入浴設備の共用が認められていない場合は，共用不可とする。
- ③これに伴い，入浴サービスを提供しないこととする場合には，事前に利用者に対し，十分な説明を行うこと。

これまで，広島県では，通所介護等事業所のサービス提供時間中の入浴設備の共用を認めていませんでしたが，1の共用条件を満たすことにより，通所介護等事業所のサービス提供時間中であっても，入浴設備の共用を認めることとします。

また，上記の要件を満たす場合に，入浴介助加算の算定を可とします。